

4 文科高第 2074 号  
医政発 0331 第 24 号  
令和 5 年 3 月 31 日

各都道府県知事  
各私立大学長  
殿

文部科学省高等教育局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

### 視能訓練士学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布等について（通知）

視能訓練士学校養成所指定規則の一部を改正する省令（令和 5 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号）については、別添のとおり令和 5 年 3 月 31 日に公布されました。

今回の改正の内容等は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、関係者等に対し、周知をお願いいたします。

### 記

#### 1. 改正の趣旨

- 視能訓練士学校養成所指定規則（昭和 46 年文部省・厚生省令第 2 号。以下「指定規則」という。）第 2 条においては、文部科学大臣及び都道府県知事が行う視能訓練士法（昭和 46 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 号及び第 2 号に規定する学校又は視能訓練士養成所（以下「指定学校養成所」という。）の指定に係る基準について定めており、当該基準の一つとして、同条第 1 号に規定する指定学校養成所については指定規則別表第一、同条第 2 号に規定する指定学校養成所については指定規則別表第二に、それぞれ定める教育内容を行うものであることとしている。
- 今般、国民の医療へのニーズの多様化や、医療技術の高度化と複雑化などによる、視能訓練士を取り巻く環境の変化に伴う、求められる役割や知識等の変化に対応するため、「視能訓練士学校養成所カリキュラム等改善検討会」において、指定学校養成所における教育内容の見直し等について検討が行われ、令和 3 年 12 月に報告書がとりまとめられた。
- 当該報告書においては、指定規則別表に定める教育内容等について、
  - ・ 教育内容の見直しを行うとともに、法第 14 条第 1 号の指定学校養成所の総単位数を現行の 93 単位から 101 単位に、同条第 2 号の指定学校養成所の総単位数を 67 単位から 75 単位に引き上げること

等の方向性が示されており、これを踏まえ、指定規則について所要の改正を行う。

## 2. 改正の内容

○ 指定規則別表第一について、教育内容及び単位数を下記のように改正する。

改正前			改正後		
教育内容		単位数	教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	14	基礎分野	科学的思考の基盤	14
	人間と生活 (新設)			人間と生活 <u>社会の理解</u>	
専門	人体の構造と機能及び心身の発達	8		専門	人体の構造と機能及び心身の発達
基礎分野	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	<u>8</u>	基礎分野	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	<u>9</u>
	視覚機能の基礎と検査機器	8		視覚機能の基礎と検査機器	8
	保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念	<u>5</u>		保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念	<u>7</u>
専門分野	基礎視能矯正学	<u>10</u>	専門分野	基礎視能矯正学	<u>12</u>
	視能検査学	<u>10</u>		視能検査学	<u>11</u>
	視能障害学	6		視能障害学	6
	視能訓練学	10		視能訓練学	10
	臨地実習	<u>14</u>		臨地実習	<u>16</u>
合計		<u>93</u>	合計		<u>101</u>

○ 指定規則別表第二について、教育内容及び単位数を下記のように改正する。

改正前			改正後		
教育内容		単位数	教育内容		単位数
専門	人体の構造と機能及び心身の発達	4	専門	人体の構造と機能及び心身の発達	4
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	<u>5</u>		疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	<u>6</u>
基礎分野	視覚機能の基礎と検査機器	8		基礎分野	視覚機能の基礎と検査機器

	保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念	<u>3</u>
専門分野	基礎視能矯正学	<u>10</u>
	視能検査学	<u>10</u>
	視能障害学	6
	視能訓練学	10
	臨地実習	<u>11</u>
合計		<u>67</u>



	保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念	<u>5</u>
専門分野	基礎視能矯正学	<u>12</u>
	視能検査学	<u>11</u>
	視能障害学	6
	視能訓練学	10
	臨地実習	<u>13</u>
合計		<u>75</u>

- 指定規則別表第一及び別表第二の臨地実習の備考として、以下の内容を追加する。
  - ・ 臨地実習のうち1単位は、臨地実習前後の技術・知識の到達度評価（臨地実習に必要な技能・態度を備えていること等を確認する実技試験及び指導）を必修として行うこと。その際、臨地実習後の振り返りを行うこととする。
- 必要な経過措置を定める。
- その他所要の改正を行う。

### 3. 施行期日及び適用期日

- 令和5年4月1日（ただし、別表第二の改正規定については、令和7年4月1日。）
  - ※ 本省令による改正後の指定規則に基づくカリキュラム（以下「新カリキュラム」という。）に対応する視能訓練士国家試験が令和8年度（令和9年2月頃予定）から施行されることから、修業年限3年以上の課程については令和6年度入学生から、修業年限1年以上の課程については令和8年度入学生から新カリキュラムが適用されることとする。

以上

○厚生労働省令第三号

視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号）第十条第一項の規定に基づき、視能訓練士学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
令和五年三月三十一日

厚生労働大臣  
加藤 勝信  
文部科学大臣  
永岡 桂子

視能訓練士学校養成所指定規則の一部を改正する省令  
視能訓練士学校養成所指定規則(昭和四十六年文部省令第二号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

別表第一(第二条関係)

基礎分野	教育内容	単位数
科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解		十四
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 視覚機能の基礎と検査機器 保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念	八 九 八 七
専門分野	基礎視能矯正学 視能検査学 視能障害学 視能訓練学 臨地実習	十二 十一 六 十 十六
合計		百一

備考 一・二(略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十六単位以上及び臨地実習以外の教育内容八十五単位以上(うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十二単位以上及び専門分野三十九単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四 臨地実習については、十一単位以上は、病院等において行うこと。

五 臨地実習のうち、一単位は学校又は養成所において、技能修得到達度評価(病院等における臨地実習を実施する前に、病院等における臨地実習を行うために必要な技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導並びに病院等における臨地実習を実施した後に、病院等における臨地実習において修得すべき技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導をいう。)を行うこと。

別表第二(第二条関係)

教育内容	単位数
専門基礎分野 人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 視覚機能の基礎と検査機器 保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念	四 六 八 五

改正前

別表第一(第二条関係)

基礎分野	教育内容	単位数
科学的思考の基盤 人間と生活 (新設)		十四
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 視覚機能の基礎と検査機器 保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念	八 八 八 五
専門分野	基礎視能矯正学 視能検査学 視能障害学 視能訓練学 臨地実習	十 十 六 十 十四
合計		九十三

備考 一・二(略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十四単位以上及び臨地実習以外の教育内容七十九単位以上(うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十九単位以上及び専門分野三十六単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四 臨地実習については、十単位以上は、病院等において行うこと。  
(新設)

別表第二(第二条関係)

教育内容	単位数
専門基礎分野 人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 視覚機能の基礎と検査機器 保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念	四 五 八 三

(傍線部分は改正部分)

		専門分野
備考 一・二 (略)	合	基礎視能矯正学 視能検査学 視能障害学 視能訓練学 臨地実習
	計	十二 十一 六 十 十三 七十五
<p>三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十三単位以上及び臨地実習以外の教育内容六十二単位以上（うち専門基礎分野二十三単位以上及び専門分野三十九単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。</p> <p>四 臨地実習については、十一単位以上は、病院等において行うこと。</p> <p>五 臨地実習のうち、一単位は学校又は養成所において、技能修得到達度評価（別表第一備考第五号に規定する技能修得到達度評価をいう。）を行うこと。</p>		
備考 一・二 (略)	合	基礎視能矯正学 視能検査学 視能障害学 視能訓練学 臨地実習
	計	十一 十 六 十 十一 六十七
<p>三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十一単位以上及び臨地実習以外の教育内容五十六単位以上（うち専門基礎分野二十単位以上及び専門分野三十六単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。</p> <p>四 臨地実習については、十単位以上は、病院等において行うこと。</p> <p>（新設）</p>		

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日において現に視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号。以下「法」という。）第十四条第一号の指定を受けている学校又は視能訓練士養成所において視能訓練士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の視能訓練士学校養成所指定規則（以下「新規則」という。）別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 令和七年四月一日において現に法第十四条第二号の指定を受けている学校又は視能訓練士養成所において視能訓練士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、新規則別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。